

Ⅱ 議員報酬等

1 議員報酬及び期末手当等

<<報酬及び旅費等>>

区 分	議 長	副議長	議 員	適用年月日	備 考
議 員 報 酬	759,000 円	686,000 円	613,000 円	H19. 4. 1	月額
宿 泊 料	16,500 円	16,500 円	16,500 円	H 3. 4. 1	視察、会議等で出張の際
日 当	1,500 円	1,500 円	1,500 円	H15. 4. 1	〃

(注) 宿泊料については上限額

<<期末手当の実績>>

年度	令和 3 年度			令和 4 年度		
	6 月	12 月	計	6 月	12 月	計
期末手当	2. 225 カ月	2. 075 カ月	4. 3 カ月	2. 15 カ月	2. 25 カ月	4. 4 カ月

● 日額費用弁償

平成 11 年 1 定で廃止可決

● 期末手当

財政状況を勘案し、平成 11 年 3 月から 15 年 3 月までの間、特例条例（議員提案）により、期末手当支給額の 10%を減じていた。

2 調査旅費

● 委員会視察

	1 人年額
常 任 委 員 会	127,630 円
議会運営委員会	127,630 円

● 視察方法

常任委員会は、閉会中の所管事務調査に伴う委員派遣として実施（昭和 49 年から）。各常任委員会は、所管事務調査事項等を決定の上、閉会中継続調査とし、視察の都度、委員派遣の手

続を経る。

議会運営委員会は、閉会中所管事項調査（議決済み）に伴う委員派遣として実施。

特別委員会については、付議事項の調査研究に伴う委員派遣として実施。

● 海外行政視察等

平成 12 年度以降は実施を見送っている。

3 政務活動費

● 条例

船橋市議会政務活動費の交付に関する条例
平成 13 年 4 月 1 日施行

平成 25 年 2 月 28 日改正、3 月 1 日施行

● 交付対象

会派（所属議員が 2 人以上の会派）または議員個人に支給。

● 交付の額及び方法

月額 8 万円を 4 月、7 月、10 月及び 1 月の四半期ごとに 3 カ月分をまとめて交付。

● 使途

①調査研究費

会派又は議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

②研修費

会派又は議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費

③広報費

会派又は議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費

④広聴費

会派又は議員が行う住民からの市政及び会派又は議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

⑤要請・陳情活動費

会派又は議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費

⑥会議費

会派又は議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派として又は議員の参加に要する経費

⑦資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

⑧資料購入費

会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

⑨人件費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

⑩事務所費

会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

● 収支報告書

当該年度終了日の翌日から、30 日以内に収支報告書に領収書を添えて議長に提出。

なお、収支報告書及び領収書は、閲覧に供している。

また、平成 25 年度分より収支報告書を、平成 29 年度分より収支報告書及び領収書を議会ウェブサイトで公開。